

薬物はたった一度が命取り

～守ろう あなたのこころと体、大切にしよう あなたの人生～

薬物(大麻・覚醒剤など)乱用は犯罪です! 断る勇気を持ちましょう。

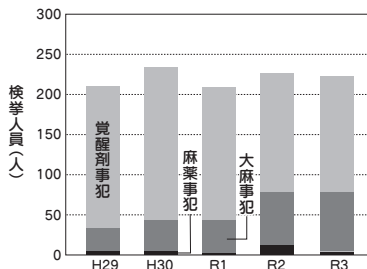
大麻等の違法薬物は、 買わない! 使わない! 関わらない!

令和3年中、群馬県内における、覚醒剤、大麻、麻薬などの違法薬物の検挙人員は222人で、未だに社会に蔓延しています。特に若年層(未成年、20歳代)を中心に大麻の検挙数が増加しています。違法薬物のゲートウェイドラッグと言われる大麻は依存性があり、乱用すると記憶障害を引き起こしたり、精神病を発症するおそれがあることが確認されています。

違法薬物を乱用すると、家族や友人関係の悪化の一因になり得るほか、みなさんの人生設計が崩壊します。恋人や友人等から無責任な甘い誘いを受けても「ダメ。絶対!」とキッパリと断り、絶対に違法薬物と関わってははいけません。

群馬県警察本部刑事部組織犯罪対策課

[群馬県内における薬物事犯検挙状況の推移]



薬物乱用の恐ろしさ

「たった一度」から始まる破滅への道

薬物の恐ろしさは、何回も繰り返して使用したくなる「依存性」と、繰り返して使用しているうちに「耐性」を持つてしまうことです。そして「脳の破壊」がおこり、身体も心も蝕まれてしまいます。薬物に侵された脳はどんな治療を受けても決して元の状態には戻りません。乱用による幻覚・妄想に伴い、自分や他人を傷つける危険性もあるので、本人の身体や精神上の問題にとどまらず、家庭の崩壊や殺人・窃盗・傷害などの犯罪にも結びついていきます。

「一回くらいなら…」と思って始めた人も自分の意志でやめることはできません。

薬物乱用は、あなただけでなく、家族、社会も不幸にするのです。



乱用するきっかけ

薬物乱用者の多くは、ほんのちょっとした好奇心から安易に使い始めます。

薬物乱用への誘惑はいたるところに存在します。友人・知人といった信頼出来る身近な人からの誘い、イベントやパーティーでの誘い、携帯電話やインターネットでの購入、海外旅行などです。それだけではなく、「やせられる」「自信がつく」「充実感がある」「スカッとする」「元気がでる」「みんなが使っている」「人生は経験」といった誘い言葉にのせられ、危険な薬物とは知らずに手を出してしまうケースもあります。

大事なものは「最初の1回に手を出さないこと」です。



乱用されている薬物

大麻 (別名: マリファナ、ハシシ、チョコなど)

覚醒剤 (別名: シャブ、スピード、エスなど)

コカイン (別名: コーク、スノー、クラックなど)

LSD (別名: アシッド、エル、ペーパーなど)

MDMA・MDA (別名: エクスタシー、ラブドラッグ、アダムなど)

向精神薬 (例: 鎮静剤、催眠剤、精神安定剤など)

危険ドラッグ

幻覚性キノコ (いわゆるマジックマッシュルーム)

大学生に広がる薬物汚染

- 令和3年
- 2月 サッカー部他学生、大麻使用疑い
学内調査で発覚
 - 4月 大麻所持容疑で逮捕
 - 4月 アメリカから密輸した大麻リキッドを所持で逮捕
 - 6月 自宅で大麻栽培、所持容疑で逮捕
 - 8月 自宅に大麻所持容疑で逮捕
大麻栽培テント押収
 - 9月 大麻所持容疑で高専生を逮捕
 - 10月 自宅に大麻所持で逮捕
 - 10月 職質から尿検査で陽性反応
大麻所持容疑で逮捕

(主なものを抜粋)

薬物乱用のQ&A

薬物を使うと、やせることができたり、勉強がはかどるって本当ですか？

答えはNO!です。

覚醒剤などの薬物は、中枢神経に作用して一時的に心身をだまして食欲や眠気をなくすだけです。作用がなくなると異常に食欲が強まったり、強い疲労感、倦怠感や脱力感が襲ってきて勉強どころではなくなります。

危険ドラッグは安全と聞きますが、本当に大丈夫なんですか？

答えはNO!です。

これらの商品は、法律で規制されないよう覚醒剤など規制薬物の化学構造に似せて作られており、規制薬物と同等の作用を有する成分を含む商品が多く大変危険です。また、商品の中に麻薬などの規制薬物が含まれていた例もありますので絶対に手を出してはいけません。無責任なうわさに惑わされてはいけません。

薬物を使うと、生まれてくる子どもにも影響しますか？

答えはYES!です。

女性が妊娠中に薬物を使うと、死産や早産が起こったり、低出生体重児が生まれたりすると言われています。また、大麻を使うと、男子では精子形成能の低下、精子の異常を、女性では卵巣に影響し月経異常を引き起こすとの報告もあります。

薬物を勧められたらどう対処すればいいですか？

きっぱり「いやだ!」と言いましょ。

「嫌われる!」と思っても、はっきり「いやだ!」と言うべきです。その後起こる重大な結果を思い浮かべ、最初に「NO!」ということが大切です。「きっぱり断る」「逃げる」勇気を持ちましょ! そのようなものを勧める友達や恋人は、あなたにとって大切な人ではありません。

※文部科学省「薬物のない学生生活のために～薬物の危険は意外なほど身近に迫っています～」より抜粋

薬物を所持・乱用・密造・販売した場合、法律に基づき処罰されます。
薬物はたとえ1回使用しただけでも乱用にあたり、処罰されます。

*所持…10年以下の懲役

*使用…10年以下の懲役

大学では「懲戒処分(退学など)」の対象となります。



海外における薬物犯罪
あなたの海外旅行・留学は…危険がいっぱい!

違法薬物の所持・運搬等の容疑で拘束される日本人がおり、重い刑罰を受け長期間海外の刑務所に服役しているケースもあります。国によっては死刑になることもあります。

大麻が合法化されている国では、大麻を簡単に入手・利用することができますが、日本の大麻取締法は、国外における大麻の使用・所持・譲渡も処罰の対象としていますので、帰国後に逮捕されることもあります。合法の国であっても、大麻には決して手を出さないようにしてください。(外務省海外安全ホームページより抜粋)

参考ホームページ 外務省海外安全ホームページ: <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

群馬県内における薬物乱用の相談機関

もし困った状況に直面した時は、一人で悩んだり思い詰めたりせずに相談しましょう。

群馬県業務課 TEL 027-226-2665

群馬県警察本部警察安全相談室 TEL 027-224-8080

群馬県こころの健康センター TEL 027-263-1156

各保健福祉事務所



「群馬県」
「保健福祉事務所」で検索

参考ホームページ

公益財団法人 麻薬・覚醒剤乱用防止センター
<http://www.dapc.or.jp/>

厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/>
「薬物乱用に関する情報」でサイト内検索

